

第 23 回 瀬戸市新型コロナウイルス総合対策本部会議 議事録

日 時 令和 2 年 5 月 2 7 日 (水) 午後 3 時から

開催方法 書面開催

内 容

(決定事項)

1 対策本部の名称変更について

国の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 25 条の規定に基づいて設置された瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することとなった。また、今後の局面を見据え、総合的に感染防止を図りながらコロナ支援策を実施する体制に変更となったことに伴い、今回より本部名称を変更することとした。

(報告事項)

1 新型コロナウイルス感染症に対する支援策の状況について

現時点における市主体の支援策について報告された。

- (1) 1 事業者あたり 25 万円の瀬戸市新型コロナウイルス感染症協力金の支給
- (2) 小中学生に対する図書カード 1 人 2,000 円の支給
- (3) 要保護・準用保護児童生徒に対する 3 月分から 5 月分までの給食費相当額の支給
- (4) 瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金の創設
- (5) 1 世帯 5 万円のひとり親家庭等応援金の支給
- (6) 1 事業者 10 万円の飲食店事業者支援給付金の支給
- (7) 飲食店活動再開応援として消毒用アルコールの配布